

## 規制改革ホットライン処理方針

(令和6年11月15日から令和7年1月20日までの回答)

GX・サステナビリティサブワーキング・グループ関連

提案事項	所管省庁回答	区分(案) (注)	別添の該当 番号
品質規程における バイオディーゼル燃料の 強制規格の対象拡大	検討を予定	△	1
小規模事業用電気工作物における 使用前自己確認の規程例外措置	対応不可	○	2
No. 25 原子炉関連技術の 役務取引許可に関する規制緩和	【経済産業省】 検討に着手 【外務省】 その他	△	3
No. 48 バイオ化成品及びバイオ燃料の 原料確保・競争力維持のための 関連規制の緩和	【農林水産省】 検討を予定 【財務省】 対応不可 【経済産業省】 ②対応不可 ③対応不可	△	4
住宅用太陽光発電の FIT認定手続の短縮化及び運用の見直し	対応不可	△	5

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

別添

番号: 1

提案事項	品質規程におけるバイオディーゼル燃料の強制規格の対象拡大
具体的内容	バイオディーゼル燃料(以降「BDF」という。)の代替率毎に規格や製造・消費の運用を定めていただきたい。
提案理由	揮発油等の品質の確保に関する法律の「強制規格」(成分規格)において、軽油代替率 5%以下の BDF 混合燃料は自動車燃料として適用することが可能となっている。5%を超える場合には、「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」が定められているが、本ガイドラインは平成 21 年に策定されて以来、見直しが行われていない。昨今、高純度バイオ燃料B30を使用した実証運行等も実施されており、BDFの代替率毎に規格や製造・消費の運用を定めることが、更なる利活用に繋がると考える。BDF混合燃料の活用は、CO2 排出量の削減効果に加え、資源循環型社会の実現にも寄与するものであることから、強制規格を新たに定めていただきたい。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	経済産業省 国土交通省
制度の現状	揮発油等の品質の確保等に関する法律は、国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について、適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を行い、消費者の利益の保護に資することを目的としています。 バイオディーゼル燃料については、軽油に脂肪酸メチルエステルを5質量パーセントまで混和することが認められています。	
該当法令等	揮発油等の品質の確保等に関する法律 第 17 条の7 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第22条	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	現在、軽油代替燃料(FAME、HVO)のニーズが高まっている状況であると認識しております。御指摘の点も踏まえ、軽油代替燃料の導入拡大に向けた必要な措置の検討を行ってまいります。なお、車両・供給設備等への影響の確認、誤給油対策の検討や専門家等の意見の集約が必要であるため、現時点では検討開始時期及び結論を得る時期については明示できません。	

提案事項	小規模事業用電気工作物における使用前自己確認の規程例外措置
具体的内容	<p>使用前自己確認制度において、50kW 未満の出力で高圧受電している屋根上設置の太陽光発電設備は小規模事業用電気工作物と同じ扱いとしていただきたい。また、以下 2 点の試験は太陽光発電の性質や負荷の状況に鑑み、確認内容を改訂していただきたい。</p> <p>①負荷遮断試験： 季節的要因や負荷設備の設置状況に鑑み、現地試験が困難な場合が多いため、工場試験の結果から現地試験を省略できるよう確認方法の内容を改訂していただきたい。</p> <p>②負荷試験： 太陽光発電は水力発電等で用いられるような動力機構がなく、高調波試験にも判定基準が設けられていないため、本規程ただし書きにて、「現地での全ての負荷試験は省略できる」としていただきたい。</p>
提案理由	<p>約 20kWac の完全自家消費型太陽光発電設備(以降「SCPV」という。)を、近年、毎年約 200 店の高圧受電の新規開店店舗の屋根に設置し、3 年で計 460 店に設置しているが、この間に設計、施工及び天災を含めて一切事故はない。このような中、令和 5 年 3 月に施行された小規模事業用電気工作物の使用前自己確認制度(以降「本制度」という。)に従い、点検使用前自己確認が必要となった。しかしながら、本制度の施行背景はFIT制度開始以降、急速に増加した主に 50kW 未満の野立て太陽光発電設備における公衆災害リスクへの懸念によるものと理解される。製品評価技術基盤機構(以降「NITE」という。)の電気保安統計では小規模事業用電気工作物における事故原因の内、経年劣化による保守不備が大半であり、次に自然災害である。一方、元来比較的電氣的リスクが低いと評価されていた 50kW 未満の太陽光発電設備において、従来は 500kW 出力以上であった使用前自己確認項目(特に、負荷遮断試験、負荷試験の現地試験)が適用される合理的な理由と、500kW 出力以上と同等の電氣的リスクと捉えられる実態が見当たらないと考える。SCPVだけでなく高圧連系の小出力太陽光発電設備は自家用電気工作物に該当するが、電氣的には小規模事業用太陽光発電とリスクが変わらず、電気主任技術者による相応の保安体制が確保されているため、本制度施行背景に照らして既に対応ができていると考える。</p>
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	経済産業省
制度の現状	<p>電気事業法第 38 条において小規模事業用電気工作物の要件として「低圧受電電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないものであること」と規定されています。出力 50kW 未満であっても高圧設備と電氣的に接続している太陽電池発電設備は電気事業法上は発電用の電気工作物(発電所)となり、「自家用電気工作物」になります。</p> <p>電気事業法第 51 条の 2 において「使用を開始しようとするときは、当該事業用電気工作物が、第 39 条第 1 項の主務省令で定める技術基準に適合することについて、主務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない」と規定されています。</p>	
該当法令等	<p>電気事業法 38 条第 3 項一号ロ</p> <p>電気事業法第 51 条の 2 第 1 項</p>	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>電気事業法において、小規模事業用電気工作物の要件として「低圧受電電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの」としています。高圧設備と電氣的に接続されている太陽電池発電設備は、想定していない高圧の電流が流れこむ等によって、電気事故が発生するリスクが大きくなるため、自家用電気工作物となり高い安全性を求められます。したがって小規模事業用電気工作物と扱うことを認めることは難しいと考えます。</p> <p>使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈においては負荷遮断試験の検査方法に「必要な負荷運転電の現地試験の実施が困難であった場合は、工場試験の結果から判断しても支障ないと認められるものについては記録により確認できるものとする」と示しております。</p> <p>負荷試験は、現地において機器各部からの異常な振動、音等の発生がないかを確認するものですので、現地試験の省略は認められません。</p>	

提案事項	No.25 原子炉関連技術の役務取引許可に関する規制緩和
具体的内容	原子炉関連技術の海外向け役務提供について、例えば、米国が 10CFR810 にて同様の技術輸出を許可不要と定めている国など、特定国への技術輸出について、同盟国である米国と同様の運用ができるようにすべきである。
提案理由	<p>現在、「原子炉若しくはその部分品若しくは附属装置又は原子炉用に設計した発電若しくは推進のための装置」の「設計、製造又は使用に係る技術」の外国への役務提供について、「特定技術」として、取引ごとに経済産業大臣から許可を取得することが求められており、許可取得には、外交手続き含め半年以上を要する。</p> <p>他方、米国においては、原子力技術に関する輸出規制である連邦規則 10 巻 810 条 (10CFR810)により、日本を含む特定国への技術輸出について、一般許可例外として許可申請が不要である。また、カナダから日本へ同様の技術を輸出する際も、外交手続きを伴わない申請プロセスを2～3ヶ月程度で役務取引許可が発行される。</p> <p>現在、新型炉の商業化に伴い、新規参入の機会が拡大しているが、役務取引許可の取得に半年以上を要するため、日本企業が入札へ参加できない、また、外国企業からの協業要請に応えられないといったケースが発生し、商機を逸する要因となっている。</p> <p>(要望実現により)日本企業による原子炉関連技術の輸出拡大が見込まれ、GX に不可欠な原子力関連技術の競争力向上が期待できる。</p>
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	経済産業省 外務省
制度の現状	<p><b>【経済産業省】</b></p> <p>日本では原子力関連資機材・技術の平和的利用や核不拡散を保証することを目的として、二国間原子力協定を締結、また NSG(原子力供給国グループ)に参画しています。</p> <p>二国間原子力協定及び NSG ガイドラインに沿った輸出管理は外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」)及びその関連政省令等により履行されています。現在、該当する原子力関連技術を移転する際は、外為法に基づく輸出許可に加えて、二国間原子力協定や NSG ガイドラインに基づき政府間保証の取得を行う外交手続を行うこととなっています。具体的には、我が国の事業者が原子力関連技術を輸出する際に、事業者より申請を受けた経済産業省より、外務省、在外日本大使館を経由して、仕向国政府から輸出先企業に輸出対象技術の用途確認を行います。確認後、再び同じ経路で、仕向国政府より在外日本大使館、外務省を経由して、経済産業省に平和利用である旨を確認した口上書が届き、経済産業省より輸出元企業に外交手続が完了した旨を通知します。外交手続の完了を踏まえ、その後、その他の必要な要件を満たした場合に、輸出許可の取得が可能となり、原子力関連技術の移転が可能となります。</p>	

	<p><b>【外務省】</b></p> <p>核拡散防止は国際及び我が国の安全保障上、非常に重要。1974年のインドの核実験を契機に原子力供給国グループ(NSG)が創立され、1978年に NSG ガイドラインが制定された。その後、1998年の印パ核実験や、2003年に発覚した「核の闇市場」等、国際社会における核兵器の脅威が高まったことを受け、国連安保理決議1540号が採択され、大量破壊兵器の輸出管理は、国連全加盟国の義務となった。また、2000年代以降、現在もなお継続している北朝鮮による核実験等は我が国及び国際社会の安全保障上重大な問題である。以上のことから、核技術等の適切な管理を行うことは国際的な責務だと言える。</p> <p>我が国は、すべての国際輸出管理レジームに参加し、厳格な輸出管理を実施しているところ、原子力供給国グループ(NSG)ガイドライン・パート1および二国間原子力協定の対象となる原子力関連資機材・技術を国外に移転する際には、外国為替及び外国貿易法及び下位の政省令等に基づき、当該ガイドラインおよび当該協定を遵守し、当該資機材・技術が核兵器の開発・製造等に転用されることのないよう移転先国の最終需要者確認等について当該移転先国政府の保証を得た上で移転を許可している。</p>
<p>該当法令等</p>	<p><b>【経済産業省】</b></p> <p>二国間原子力協定 NSG ガイドライン 外為法第 25 条第 1 項 外国為替管理令第 17 条第 2 項</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項 外国為替令第 17 条第 1 項</p>
<p>対応の分類</p>	<p><b>【経済産業省】</b></p> <p>検討に着手</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>その他</p>
<p>対応の概要</p>	<p><b>【経済産業省】</b></p> <p>2024 年 9 月より、日本から技術に移転している主要国(米、仏、カナダ、英、韓)に対して外交手続き及び輸出管理の運用についてヒアリングを行っており、それを踏まえて関係課室や外務省と調整・検討を行っているところです。結論については、現段階で見通し不明だが、対応の可否等も含めて早い段階で示させていただきます。</p> <p>またカナダについては、Canadian Nuclear Safety Commission(CNSC)が技術の詳細について評価を行い、外交手続きの有無を判断しており、内容によっては外交手続きが発生いたしま</p>

	<p>す。</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>1. 実態の把握</p> <p>我が国から国外への個別移転案件について、外交手続開始のための訓令発出から相手国政府保証の取得までの所要日数を調査。外交手続が比較的遅滞する対象国を特定。</p> <p>2. 対象国に対する以下の申入れ・働きかけを慎重に検討する。</p> <p>(1) これまでも我が国から国外への個別移転案件に係る相手国政府保証の早期の取得に向けて申入れを行ってきたが、この機会に改めての対象国政府に対する同国政府内の手続の迅速化の申入れ。</p> <p>(2) 対象国政府内の手続の透明性の向上に資する観点から、対象国政府との間で進捗管理を共有できるような体制構築についての働きかけ。</p> <p>3. 許可申請を行う企業への情報共有拡充について以下を慎重に検討する。</p> <p>(1) 外務省ホームページのNSG関連の記述の拡充。</p> <p>(2) 輸出管理関連の各種セミナー等において、NSG 総会等の結果報告や国内事業者が遵守すべき事項の説明。</p>
--	--

提案事項	No.48 バイオ化成品及びバイオ燃料の原料確保・競争力維持のための関連規制の緩和
具体的内容	<p>①工業での使用の場合は、バイオ化成品製造及びバイオ燃料製造の原料となる砂糖やでん粉について「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」の特例措置として第3条第2項(砂糖調整基準価格)、第5条(輸入に係る指定糖の機構への売渡し)、第8条(輸入に係る指定糖の売戻し)及び第9条(輸入に係る指定糖の売戻しの価格)から除外すること</p> <p>②バイオエタノールについて工業製品や中間原料として研究開発する際には、「酒税法」第7条(酒類の製造免許)、第8条(酒母等の製造免許)、第9条(酒類の販売業免許)及び「アルコール事業法」第3条(製造の許可)、第8条(変更の許可等)、第9条(報告等)の適用除外とすること</p> <p>③国内で工業製品の製造の原料とするためにバイオエタノールを製造及び輸入販売する場合にも、「アルコール事業法」第3条(製造の許可)、第9条(報告等)、第16条(輸入の許可)、第17条(輸入の許可)の適用除外とすること</p>
提案理由	<p>バイオテクノロジーによる物質生産及びその事業化には、製品の原料あるいは発酵プロセスの炭素源となる砂糖やでん粉といった資源の安定的調達と、現在最もバイオ化成品及びバイオ燃料の中間原料の主流となっているエチルアルコール(=バイオエタノール)の輸入・国内生産による柔軟かつ安定的な調達が求められている。</p> <p>砂糖とでん粉は、国内生産・自給率の維持を目的として、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に拠り、海外からの輸入に際し一旦政府管轄組織への売渡し・買戻しというプロセスを踏まねばならず、その際に国際市場価格の約2倍の調整金が上乗せされ、国内流通時の価格は実質元価格の3倍の価格となり、砂糖とでん粉の輸入品を用いて化成品を国内生産する際のコスト高要因となっている。一方、国内産砂糖の価格は、足元では国際相場の3倍程度、生産量はバイオベース製品の事業化を支えるには圧倒的に少ない。でん粉もおおよそ同様である。</p> <p>さらに、バイオテクノロジーを用いてエチルアルコール(=バイオエタノール)を生産し、燃料や化学品の基礎原料として利用するための研究開発及びその工業化においても課題が存在する。</p> <p>バイオエタノールの生産を目的とした研究開発及び工業化を試みる場合、エチルアルコールとしての濃度が一定値未満の場合は酒類の製造免許等について定めた「酒税法」、一定値を超える場合はエチルアルコールの工業利用に際し酒類原料の不正な使用を防止し製造・輸入・販売に係る事業運営を適正なものとするを目的とした「アルコール事業法」に拠って、エチルアルコールの試験的な少量生産や工業利用を目的とした生産にも酒類の製造販売と同様の手続きが求められ、研究開発や事業化検討の阻害要因となっている。例えば、研究開発のために試験的にバイオエタノールあるいはそのバイオエタノールを原料とし化学的プロセスを経てエチレンなどの基礎化学品を製造、さらに、その基礎化学品を原料として石油化学の技術を応用し種々の化学品の製造に着手する際にも、事前に免許・許可を取得の上、生産</p>



	<p>量・使用量・使用目的・廃棄量の事前届出と実績報告を行う必要がある。</p> <p>また、「アルコール事業法」は、工業利用を目的としたバイオエタノールの国内生産及び海外からの輸入にも適用されるため、前述のような手続きや管理が求められ、新規参入や規模拡大の妨げになるとともに、最終製品の製造コストを押し上げる要因となっている。</p> <p>(要望実現により)バイオテクノロジーを活用した化成品や燃料について、国内における研究開発及び事業化に際し、海外との原料コスト差や取扱いの不便さが解消され、高付加価値品の国内生産が進むとともに、日本に技術力優位性があるバイオテクノロジー産業の国際競争力を高めることができる。</p>
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	①農林水産省 ②財務省 経済産業省 ③経済産業省
制度の現状	<p><b>①【農林水産省】</b></p> <p>○砂糖及びでん粉(以下「砂糖等」という。)を輸入する場合、その輸入者は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(以下「法」という。)第5条第1項及び第27条第1項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)に輸入しようとする砂糖等を売り渡し、機構は法第8条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、当該砂糖等を輸入者に売り戻すことで、機構による買入れの価格と売戻しの価格の差額を調整金として徴収し、輸入される砂糖等と国内産のてん菜及びさとうきびを原料として製造される砂糖(以下「国内産糖」という。)及び国内産のばれいしょ及びかんしょを原料として製造されるでん粉(以下「国内産いもでん粉」という。)の価格調整を行っています。</p> <p>○ただし、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第1条の2第2項及び第40条第2項に列挙されている一部の工業製品の主要な原料となる砂糖等については、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第4条第4号ハ及び第37条第2号ロの規定に基づき、売買契約が解除され、調整金が還付されることになっています。</p> <p><b>②【財務省】</b></p> <p>酒税法では、アルコール事業法の規定の適用を受けるアルコールを除き、アルコール分1度以上の飲料を酒類と定めています。</p> <p>製造又は販売するバイオエタノールが、酒税法で定める酒類に該当する場合、その製造又は販売に当たっては酒類の製造又は販売業免許を取得する必要があります。</p>	

	<p>②【経済産業省】 バイオエタノールを工業製品や中間原料として研究開発を行う場合は、アルコール事業法第4条第3号に基づき、経済産業大臣の承認を受ける必要があります。</p> <p>③【経済産業省】 国内で工業製品の原料とするためにバイオエタノールを製造する場合は、アルコール事業法第3条に基づき、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。また、バイオエタノールを輸入する場合は、アルコール事業法第16条に基づき、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。</p>
該当法令等	<p>【農林水産省】 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第5条第1項、第8条第1項、第27条第1項、第30条第1項 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令(昭和40年政令第282号)第4条第4号ハ、第37条第2号ロ 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年農林省令第43号)第1条の2第2項、第40条第2項</p> <p>【財務省】 酒税法第2条(酒類の定義及び種類)、7条(酒類の製造免許)、8条(酒母等の製造免許)、9条(酒類の販売業免許)</p> <p>【経済産業省】 ②アルコール事業法第4条第3号 ③アルコール事業法第3条、第16条</p>
対応の分類	<p>【農林水産省】 検討を予定</p> <p>【財務省】 対応不可</p> <p>【経済産業省】 ②対応不可 ③対応不可</p>
対応の概要	<p>【農林水産省】 機構による売買契約の解除の対象となる砂糖等の用途の追加に当たっては、国内産糖及び国内産いもでん粉の供給や糖価調整制度の収支に対する影響等について慎重な検討が必</p>

要です。現時点では、ご提案のバイオ化成品及びバイオ燃料の詳細や想定される砂糖等の使用量等が明らかではなく、ご提案の内容を直ちに採用することは困難です。ご提案を踏まえ、情報収集を行い、どのような対応が可能か、引き続き検討してまいります。

**【財務省】**

②酒税法は、酒税の適正公平な課税の確保の観点から、酒類を製造しようとする者は、酒類の製造免許を受けなければならないと規定しており、免許を受けない者が製造した酒類の所持、譲り渡し又は譲り受けを禁止しています。

酒類に該当するバイオエタノールは、他の酒類と同様に飲用可能であることから、酒類の適正な管理を図るため、酒税法の適用除外を認めることは適当でないと考えます。

**【経済産業省】**

②③アルコール事業法は、アルコールが酒類(酒税法第2条第1項に規定する酒類をいう。)と同一の特性を有していること等を鑑みて、アルコールが酒類の原料に不正に使用されることを防止しつつ、工業用に確実に供給されることを確保するため、事業者等に対する許可制度の導入等によってアルコールの適正な流通管理を図るものであることから、適用除外を認めることは適当でないと考えます。

提案事項	住宅用太陽光発電のFIT認定手続の短縮化及び運用の見直し
具体的内容	<p>住宅用太陽光発電の FIT 認定手続きについて、以下を要望する。</p> <p>(1)10kW 未満の太陽光発電の FIT 認定にかかる期間の短縮をしていただきたい。一般送配電事業者との技術的な検討が完了していることを鑑みて審査内容の簡易化や、WEB 申請での内容判定の自動化等、標準処理期間が短縮されるように改善を図られたい。人的・物的リソース不足により短縮困難であれば、申請手数料を取る等により、増強を図ることも含めて検討いただきたい。</p> <p>(2)一般送配電事業者との手続きと FIT 認定を切り離し、FIT 認定取得前であっても系統連系を完了して太陽光発電を使用開始できるようにし、後から FIT 売電を開始できるようにしていただきたい。</p>
提案理由	<p>家庭用太陽光発電の設置にあたっては、まず一般送配電事業者に受給契約申込をして接続契約の合意を得た上で、FIT 認定の申請を行い、FIT 認定取得後に特定契約を締結して使用開始・売電開始に至る。工事自体は数日で終わるのに対して、使用開始までの申請等の期間には約半年を要しており、太陽光導入に興味を持った需要家を長く待たせているという現状である。近年では蓄電池を併設する需要家も多く、自家消費量が増えているため、FIT 認定を取得しない選択肢もあるが、それでも FIT 認定取得を望まれる需要家が多い。</p> <p>(1)について、標準処理期間は2～3か月と設定されているものの、それ以上の期間がかかることも多く、抜本的な改善を図られたいので要望するものである。</p> <p>(2)について、FIT 認定の申請時点において一般送配電事業者との間で系統連系に係わる技術的な確認(接続契約の合意)は完了していることから、FIT 認定の取得を待たずして、太陽光発電設備の工事や系統連系・使用開始を行えるようにしてほしいというものである。この場合、太陽光発電設備の使用開始後、FIT 認定を取得した後に、あらためて一般送配電事業者と特定契約を締結して FIT による売電を開始する。近年は自家消費によるメリットが大きく、FIT による売電の開始が遅くなったとしても、いち早く設備を使い始めたいというニーズがあるためである。また、FIT 制度が年度毎の申請になっていることから1～3月の申請が翌年度扱いになるため、1年の中で施工時期が偏りやすく、認定の取得時期によらずに工事や使用開始ができることは、工事会社としても施工時期の平準化に繋がる。</p>
提案主体	ヘリオスパワージャパン合同会社

	所管省庁	経済産業省
制度の現状	FIT/FIP 制度における住宅用太陽光発電設備の認定にあたっては、審査の標準処理期間を三ヶ月としております。	
該当法令等	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>(1)FIT/FIP 制度においては再エネ特措法に基づいて認定を行っており、事業計画が再エネ特措法に定める要件を満たすかを含め、必要な審査を行っているものです。申請手数料については現時点では検討しておりませんが、審査全体が円滑に行われるようシステム整備等の工夫を進めているところであり、引き続き、審査の円滑化のためにどのような対応が可能か検討してまいります。</p> <p>(2)再エネ特措法施行規則第五条1項二bの三において、「特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。」と定めております通り、FIT 制度においては認定の取得前に発電事業を開始することを制度上想定しておりません。</p>	